



希少糖関連商標・統一商標の使用について

希少糖関連商標および希少糖統一商標の使用許諾申請の際には、次の点にご配慮くださいますようお願いいたします。

1. 商標の種類・使用基準

種類		使用基準	※ 割合は重量計算
希少糖 統一商標		商品中のアルロース（製品名 ASTRAEA）の使用割合が 1%程度以上 かつ 糖質の甘味材中 5%程度以上 ◆ 次の基準を満たしているときは、カラーを「金色」にすることができます。 商品中のアルロース（製品名 ASTRAEA）の使用割合が 2%以上 かつ 糖質の甘味材中 10%以上	
希少糖 関連商標		商品中のアルロース（製品名 ASTRAEA）の使用割合が 1%以上 かつ 糖質の甘味材中 5%以上	

※ アルロースは、プシコースと呼ばれることもあります。

※ 「ASTRAEA」（アストレア）は、香川大学と松谷化学工業(株)が共同で開発した希少糖アルロースの製品名です。

※ 「糖質の甘味材」とは、商品加工時に新たに添加した糖質の甘味材（例：砂糖、ぶどう糖果糖液糖、水飴 など）です。

2. 申請手続きの流れ

① 申請書と必要書類のご提出（協会宛にメール・FAX・郵送のいずれかでご提出ください）



② 審査 通常3日程度いただきます



③ 許諾等のご連絡（許諾の場合は、許諾通知書と契約事務手数料請求書をご送付） ロゴデータもお送りします
※ 「金色カラー」の場合は、貴社にて箔押し・赤金(DIC619)・青金(DIC620)等に変更することができます

契約事務手数料のお振込（契約事務手数料 5000 円、協会会員は無料）



④ 商標使用契約書 締結（最長契約5年、契約期間中の商品追加申請は無料）

3. 原材料名表示例

・アルロース使用の場合：アルロース または アルロース(希少糖)

4. その他

- ① 食品関連法規に基づく適切な表示をお願いします。
- ② 商品の説明文中に「香川県」を使用される場合：協会に使用文言をお知らせください。
- ③ 商品の説明文中に「香川大学」を使用される場合（商品パッケージ、チラシ、HP等）：香川大学の許可を受ける必要がありますので、協会にお知らせください。協会から大学担当課に連絡いたします。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

一般社団法人 希少糖普及協会 事務局

〒760-0017 香川県高松市番町1-2-19 安西ビル4階

TEL 087-814-3333 FAX 087-802-1755 E-mail: info@raresugar.org

希少糖関連商標・統一商標 使用許諾に関する運用要領

2020年6月1日改定
2023年3月1日改定
2024年9月30日改定

この運用要領は、一般社団法人希少糖普及協会（以下、協会という。）の所有する希少糖関連商標・統一商標の使用に関して、必要な事項を定めるものである。

（商標使用の目的）

第1条 希少糖を新しい食品および食品素材等として消費者や食品企業等に効果的に普及することを目的として使用することとする。

（使用基準）

第2条 商標を使用することができる商品は、次の基準を充たすものとする。

商品中のアルロース（商品名 ^{アストレア}ASTRAEA）の使用割合が1%（重量）以上かつ糖質の甘味材中5%（重量）以上であるとき。

2 希少糖統一商標については、商品中のアルロース（商品名 ^{アストレア}ASTRAEA）の使用割合が1%（重量）程度以上かつ糖質の甘味材中5%（重量）程度以上とする。

なお、商品中のアルロース（商品名 ^{アストレア}ASTRAEA）の使用割合が2%（重量）以上かつ糖質の甘味材中10%（重量）以上であるときは、カラーを金色にすることができる。

（使用許諾申請）

第3条 商標の使用許諾を受けようとする者（以下、申請者という。）は、「商標使用許諾申請書」（様式1）に必要事項を記入し、必要書類を添えて協会に申請するものとする。

（使用許諾期間）

第4条 使用許諾の期間は、最長5年とする。

（使用許諾と使用契約）

第5条 協会は、第3条の規定により申請書の提出があったときは、申請書の内容が許諾するに適しているか否かを審査し、適、不適を申請者に文書（様式2）で通知する。

2 適の通知を受けた申請者は、契約事務手数料として5,000円を協会へ振り込むこととする。

なお、香川県内の申請者については契約事務手数料を無料とする。

3 契約事務手数料が振り込まれたことを確認後、協会は「商標使用許諾契約書」を用いて許諾された者との間で使用契約を結び、使用を許諾する。

4 すでに協会と商標使用許諾契約を結んでいる商品について、他の商標の使用も希望する場合は「商標使用許諾追加申請書」（様式3）を提出することで使用可能である。

（使用方法）

第6条 使用許諾を受けた者は、次の方法で商標を使用することができる。

① 許諾された商品自体、またはその包装紙、容器に印刷、刻印または貼付して表示する。

② 許諾された商品のPRのために、新聞、雑誌、テレビCM、販売促進資料等に印刷または表示する。ただし、許諾された商品とそれ以外の商品とを区別できるようにすること。

（他の商品の追加申請と使用許諾）

第7条 使用契約を結んだ者が、使用許諾期間内に他の商品についても使用許諾を求めようとするときは、「商標使用許諾追加申請書」（様式3）を用いて追加申請することができる。追加申請については事務手数料を無料とする。

2 申請内容が許諾に適しているときは、協会は「商標使用許諾通知書」（様式2）を送付し、不適のときは、使用を許諾できない旨を文書で通知する。

(使用許諾期間の延長と終了)

第8条 使用許諾を受けた者が使用許諾期間の延長を必要とするときは、「商標使用許諾期間延長申請書」(様式4)を提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた者は手数料5,000円を振り込むことによって、「商標使用期間延長契約書」を締結することができる。

2 使用許諾を受けた者が契約期間内に商標の使用を終了するときは、「商標使用許諾終了届」を提出することによって、第5条の契約を解除することができる。

(使用契約の解除)

第9条 協会は、この運用要領または契約書に定める条項に違反したとき、および次のいずれかの事情が生じたときは、契約を解除することができる。

- ① 商標使用者が、虚偽の申請によって使用許諾を受けたとき
- ② 商標使用者が、商標を不適切に使用したとき
- ③ 商標使用者が、希少糖の信頼性を損なう行為をしたとき
- ④ 商標使用者が、商標使用商品の生産または販売を中止したとき

2 前項に規定する契約の解除によって商標使用者が損失を受けることがあっても、協会はその補償の責任を負わないものとする。

(商標使用者の責務)

第10条 商標使用者は、この運用要領および契約書に定める条項等を遵守するとともに次の事項に留意するものとする。

- ① 商標使用商品によって健康被害などの事故が発生した場合は、遅滞なく協会に報告するものとする。
- ② 商標について第三者による侵害行為を知ったときは、協会に直ちに報告し、対応を協会と協議するものとする。
- ③ 商標使用者は、許諾された商標を第三者に使用させてはならない。

(免責)

第11条 協会は、使用許諾した商標によって生じたいかなる結果または損害について賠償義務を含む一切の責任を負わないものとする。

(契約終了後の措置)

第12条 商標使用者は、契約が終了したときには、当該契約または使用許諾に係る商標使用商品の処置について協会の指示に従う。

(その他)

第13条 公的研究機関または公的団体から商標の使用許諾を求められたときは、この運用要領は適用しない。

【別表】

※使用の際は相似形とし縦横の比率の変更は認めない。

種類	登録番号	登録商標
図形	【希少糖統一商標】 第 5733646 号	 カラー：DIC592 (白黒・グレー可) C0 M100 Y0 K0
図形	第 5350576 号 第 5472435 号 第 6416251 号	 C100 M0 Y0 K0 C 50 M0 Y10 K0 (グレー可)
図形	第 5383402 号 第 5472436 号	 K100